

# 特別加入申請書

\* 1枚提出です。(当SRセンターで取りまとめて中央労働基準監督署へ提出します。)

様式第34号の7 (表面)

## 労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

① 申請に係る事業の労働保険番号

36211

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)

佐々木スポーツ 株式会社

③ 申請に係る事業

名称 (フリガナ) ササキスポーツ カブシキガイシャ  
 名称 (漢字) 佐々木スポーツ 株式会社  
 事業場の所在地 千代田区東京ドーム1-1-1 東京ドームビル2階

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 3名

特別加入予定者	業務の内容	除染作業	従事する特定業務	業務歴
フリガナ ササキ イナロウ 氏名 佐々木 一郎 生年月日 昭和41年8月20日	業務の具体的な内容 営業・販売・納品 休憩 12時00分～13時00分 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～18時00分	除染作業 1有 3無	従事する特定業務 1粉じん 3振動工具 5鉛 7有機溶剤 9該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 25,000 円
フリガナ サトウ ジロウ 氏名 佐藤 二郎 生年月日 昭和52年4月5日	業務の具体的な内容 営業・納品 休憩 12時00分～13時00分 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～18時00分	除染作業 1有 3無	従事する特定業務 1粉じん 3振動工具 5鉛 7有機溶剤 9該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 24,000 円
フリガナ オカダ サブロー 氏名 岡田 三郎 生年月日 昭和52年10月10日	業務の具体的な内容 総務・販売 休憩 12時00分～13時00分 労働者の始業及び終業の時刻 9時00分～18時00分	除染作業 1有 3無	従事する特定業務 1粉じん 3振動工具 5鉛 7有機溶剤 9該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 22,000 円

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 平成××年4月1日

⑥ 労働保険事務組合の証明

名称 労働保険事務組合 東京SR経営労務センター  
 郵便番号 101-0061 電話番号 03-3264-0751  
 主たる事務所の所在地 千代田区三崎町3-7-12 清話会ビル4F  
 代表者の氏名 会長 川崎 秀明

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して14日以内) 平成××年4月2日

上記のとおり特別加入の申請をします。

平成××年4月1日 東京 労働局長 殿

事業主の住所 千代田区東京ドーム1-1-1 東京ドームビル2階  
 氏名 佐々木スポーツ 株式会社 代表取締役 佐々木 一郎 印

3,500・4,000  
5,000・6,000  
7,000・8,000  
9,000・10,000  
12,000・14,000  
16,000・18,000  
20,000・22,000  
24,000・25,000  
の日額より記入してください。

健康診断に該当がない場合には、9に○印を付けてください

労働者としての、業務の具体的な内容・所定の勤務時間・休憩時間をご記入ください。

監督署提出日の翌日以降、14日以内が承認日になります。

規格印を押印ください。

事業主印を押印ください。(1枚提出です。)

\* 変形労働時間制等の場合、協定書のコピーを添付してください。

\* 遡及しての加入は認められませんのでご注意ください。

特別加入者についての業務上外の認定は、「特別加入申請書」に記載された業務又は作業の内容、所定労働時間を基に判断されます。

#### 特別加入者の業務遂行性について

- 「特別加入申請書」に記載された所定労働時間内において、特別加入の申請にかかる事業のためにする行為（事業主の立場において行う事業主本来の業務を除く。）及びこれに直接附帯する行為（生理的行為、準備・後始末行為等）を行う場合について認められます。
  - ※ 事業主の立場において行う事業主本来の業務（法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先の接待等）については業務遂行性が認められません。
  - ※ 経営、統括、管理、総括等の業務内容は、労働者と同等の業務と認められず承認を受けることは出来ません。
  - ※ 建設の現場労災では、事務・営業・設計・経理等の事務所労災に該当する業務内容は対象になりません。また、建設の事務所労災では、工事など建設にかかる業務は対象になりません。
- 時間外労働については、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内（準備・後始末行為を含む。）において業務遂行性が認められます。
- 出張中において、当該事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場において行う本来の業務を除く。）については、労働者に準じて判断される。ただし、懇意的な行為、積極的な私的行為等については認められません。

#### 特別加入者の業務起因性について

- 労働者の場合に準じて判断されます。

#### 通勤災害について

- 特別加入者も労災保険法上における通勤災害の保護の対象となります。

#### 所定労働時間について

- 法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えているものは、承認を受けることが出来ません。

※ 所定労働時間・休憩時間については、時間を明記してください。

（例：9時00分から18時00分 休憩12時00分から13時00分）

- フレックス制等、変形労働時間制を採用している場合には、協定書を添付しなければなりません。

#### 支給制限について

- 労働保険料を滞納している期間中に特別加入者が災害を受け、給付申請を行っても給付が制限されます。